

契 約 一 覧 表(随意契約)

平成30年6月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
		円		円				
日本司法支援センター情報システム運用保守業務等委託契約の変更契約	H30.6.18	50,932,800	随意	50,932,800	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都江東区豊洲3丁目2-20豊洲フロント SCSK株式会社	
業務管理DBサーバー2号機TRNファイル配置場所変更等役務委託契約	H30.6.20	2,012,472	随意	2,012,472	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
情報提供業務システム保守委託業務における一部機器の入替え及び保守の委託契約	H30.6.20	8,646,588	随意	8,646,588	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング	
財務会計システム移行に係る役務、賃貸借及び保守契約一式(変更契約)	H30.5.6	30,547,368	随意	31,334,858	97.48%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社 東京都港区港南2-15-3 NECキャピタルソリューション株式会社	
情報共有システム移行・バージョンアップ作業及び保守ライセンス契約一式の変更契約	H30.5.31	30,160,775	随意	30,160,775	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング 東京都千代田区神田練堀町3 東京センチュリー株式会社	
インフラ共通基盤の構築、賃貸借及び機器保守等の契約等に係る延長契約	H30.5.31	51,045,935	随意	51,045,935	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング 東京都千代田区神田練堀町3 東京センチュリー株式会社	
日本司法支援センター情報提供業務システム等一式の供給及び構築作業並びに保守の委託契約等の延長契約	H30.5.31	10,416,384	随意	10,416,384	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング	
合 計		183,762,322						

- 会計規程
(契約の方法)
第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。
2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。
(入札の原則)
第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行われなければならない。
(指名競争)
第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。
(1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。
(2) 一般競争によることが不利と認められるとき。
(3) その他事業運営上特に必要があるとき。
(随意契約)
第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。
(1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
(2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
(3) 競争入札によることが不利と認められるとき。
2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。
(1) 契約の予定価格が少額であるとき。
(2) その他事業運営上特に必要があるとき。

- 契約事務取扱細則
(随意契約によりことができる場合)
第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によりことができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
(1)～(6)省略
2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によりことができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
(1) 外国で契約をする場合
(2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合
(3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
(4) 落札者が契約を結ばない場合

- (随意契約の公表)
第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。
(1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
(2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
(3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
(4) 予定価格が100万円を超える役務
(5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの